

基 監 発 0606 第 1 号
基安計発 0606 第 1 号
職派需発 0606 第 3 号
平成 25 年 6 月 6 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
監督課長
安全衛生部計画課長
厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部
需給調整事業課長

復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について

東日本大震災の復旧・復興事業等について、これまでも除染作業における特殊勤務手当（危険手当）の不支給や違法な健診費用の天引き事案、違法な労働者派遣や労働者供給事案など様々な問題が社会問題化している中で、こうした問題に対し、労働行政が一体となつて的確に対応していただいていることに感謝申し上げます。

復旧・復興事業等に関し、政府においては、違法な労働者派遣等への対策を強化して、復旧・復興事業全体における暴力団排除対策を強力に推進することとしているところである（別添「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」（平成 25 年 4 月 26 日暴力団取締り等総合対策 WT）参照）。

については、下記事項に留意の上、「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」を踏まえた積極的な取組をお願いする。

記

1 違法・不審情報に基づく対応

（1）違法・不審情報を把握した場合

需給調整担当部署において実施する指導監督及び労働基準監督署において実施する監督指導（以下「指導監督等」という。）を行った際等に、違法・不審情報を把握した場合には、必要に応じ、都道府県労働局内で情報共有の

上、都道府県警察等の関係機関に情報提供するなど、適切に対応すること。

(2) 違法・不審情報の提供を受けた場合

関係機関が把握した違法・不審情報の提供を受けた場合には、その内容に応じ指導監督等を実施し、事実関係を確認した上で、必要な指導を行うこと。

特に、暴力団が介入した違法な労働者派遣等の事案については、迅速に指導監督を実施し、速やかに実態解明を行うこと。

2 事業者による労働者の把握状況等の確認

復旧・復興事業に対し指導監督等を実施する際には、各種法定書類等の内容を確認し、労務管理等が適正に行われているかを確認すること。

また、法定書類の不備等については、所管法令に基づいて、適切に指導すること。

3 暴力団排除対策協議会への参画等

暴力団排除対策協議会への参画等に係る要請がなされた場合には、適切に対応すること。

なお、近々、岩手県、宮城県及び福島県の関係機関担当者による暴力団排除対策協議会の設立に向けた担当者会議の開催が予定されていること。

4 その他

暴力団が介入した事案等に関して、都道府県警察等から捜査協力等を求められた際には、適宜、協力すること。